

長崎市企業連携型奨学金返還支援事業

01 制度概要

※詳細は「長崎市企業連携型奨学金返還支援補助金要綱」をご参照ください

若年者の地元就職・定着やUIJターンの促進を図るため、奨学金返還支援制度を有する企業に対し、奨学金返還支援に係る費用の一部を長崎市が補助します。

対象奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- 地方公共団体、大学、その他団体が貸与する奨学金

※医療・福祉などの特定分野や企業等の人材確保などを目的とする奨学金で返還を免除されるものは対象外

対象事業者



《次の要件をみたすもの》

- 雇用保険の適用事業主である
- 県内に事業所を有する
- 奨学金返還支援制度※1を有し、対象従業員へ代理返還※2または手当等の給付を行っている

【対象外】

風営法に定める「接待飲食等営業」及び「性風俗関連特殊営業」を行うものなど

※1 就業規則等に基づき、従業員に対し、年1回以上、奨学金返還支援を行っているもの

※2 従業員の奨学金返還残額を、企業等が日本学生支援機構へ直接送金する制度

対象従業員

《次の要件をみたすもの》

- 正規雇用者
- 35歳未満
- 長崎市内に居住している
- 奨学金を延滞していない

【対象外】

他の返還支援制度を利用中(予定含む)の方

申請期限

毎年度2月末日

申請は
こちら

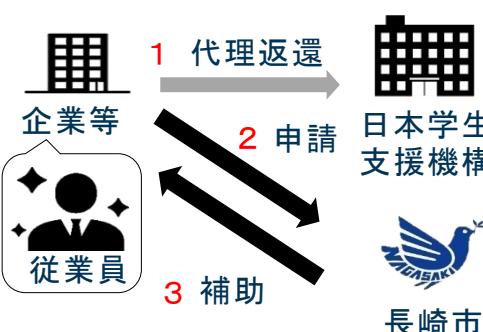


補助金額

《次のいずれか低い方》 ※上限額:8万円/人、交付期間:最大5年間/人

- ① 対象従業員の前年度奨学金返還額に3分の1を乗じた額
- ② 対象事業者が前年度中に対象従業員に支給した額に2分の1を乗じた額

《補助イメージ》



《制度利用例》前年度の対象従業員の年間返済額が24万円

①	事業者の支援総額	本人負担額	
	市	事業者負担額	本人負担額
①	16万円	8万円	8万円
②	12万円	6万円	6万円

02 奨学金返還支援制度のポイント

人手不足が深刻化し、人材の確保や離職防止が大きな課題となっている昨今、「奨学金返還支援制度」が課題解決の新たな一手として注目されています。従業員、企業の双方にメリットがある4つのポイントをご紹介します。



「若者」へのアプローチ

奨学金返還支援制度は若者へのアピール力が高く、採用競争の中で他社と差別化でき、有利になる可能性が高くなります。



代理返還制度
利用企業のみ

課税優遇

①所得税

非課税となり得ます。

②法人税

給与として損金算入でき、かつ「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

③社会保険料

返還金は、原則として報酬に含めないため、社会保険料を減らせる可能性があります。

※詳しくは、国税庁へお問い合わせください。



離職率低減

従業員に代わり企業等が奨学金の返還を支援する制度の導入は、早期離職を防ぎ、従業員の帰属意識を高める効果も期待できます。



企業等の「イメージ向上」

奨学金返還を支援する制度の導入は企業等のCSR(社会的責任)活動の一環として注目されています。当該制度を活用することで企業等価値が高まるとともに、社会的なプロモーションや企業等のアピール材料としても期待できます。

※代理返還制度の導入企業等は、日本学生支援機構のHPに掲載され、大学等に紹介される場合があります。

長崎市とともに未来を支えていきましょう

【問合せ先】

長崎市 経済産業部 産業雇用政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4-1(14F)

☎095-829-1313 ⓐkoyo@city.nagasaki.lg.jp



詳しくはこちら